

別紙2

対象文書	非開示部分	非開示理由
支出命令書、支出命令兼予算差引確認書	口座情報登録内容の金融機関名、銀行コード、支店名、支店コード、預金種目、預金種目コード、口座番号及び口座名義人	事業者に係る内部管理情報であり、公にすることにより、事業者の事業運営上の地位が損なわれると認められるため、東京都情報公開条例(以下「条例」という。)第7条第3号により非開示とする。
	債権者名や口座情報コードに自宅の電話番号が含まれる場合の当該電話番号	口座情報コードとは、債権者等の口座情報を財務会計システム上で管理するために付番する番号をいい、原則として固定電話番号10桁、口座指定番号2桁、変更回数2桁から構成されるところ、これに自宅の電話番号が含まれる場合は、当該部分は個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2号により非開示とする。
請求書	弁護士の自宅住所	個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2号により非開示とする。
	事件番号	裁判所で閲覧できる事件記録と照合することにより特定の個人を識別することができるため、条例第7条第2号により非開示とする。
	金融機関名、支店名、支店コード、預金種目、口座番号及び口座名義人	事業者に係る内部管理情報であり、公にすることにより、事業者の事業運営上の地位が損なわれると認められるため、条例第7条第3号により非開示とする。
	弁護士の印影	公にすることにより、偽造等による犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第4号により非開示とする。
支払金口座振替依頼書(口座情報払用)	口座情報登録内容の金融機関名、銀行コード、支店名、支店コード、預金種目、預金種目コード、口座番号及び口座名義人	事業者に係る内部管理情報であり、公にすることにより、事業者の事業運営上の地位が損なわれると認められるため、条例第7条第3号により非開示とする。
	口座情報コードに自宅の電話番号が含まれる場合の当該部分	口座情報コードとは、債権者等の口座情報を財務会計システム上で管理するために付番する番号をいい、原則として固定電話番号10桁、口座指定番号2桁、変更回数2桁から構成されるところ、これに自宅の電話番号が含まれる場合は、当該部分は個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2号により非開示とする。
	弁護士の自宅住所及び自宅電話番号	個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2号により非開示とする。
	弁護士の印影	公にすることにより、偽造等による犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第4号により非開示とする。
支出原議	当事者(東京都を除く。)の氏名又は名称	当事者が個人の場合は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2号により非開示とする。
	事件番号	裁判所で閲覧できる事件記録と照合することにより特定の個人を識別することができるため、条例第7条第2号により非開示とする。